



議案第 十三号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長牧田積

三朝町条例第

号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「四万円」を「六万円」に改める。

第七条中「五百円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。